

羽田新ルート（荒川ルート）の運用中止と教室型住民説明会の開催を国に働きかけるよう求める陳情

（生活振興環境委員会付託）

受理番号 第 13 号

受理年月日 令和 5 年 6 月 27 日

付託年月日 令和 5 年 9 月 26 日

陳情者
.

陳情原文 国土交通省は2020年3月29日から、国際線増便のためとして人口密集地を低空で飛行する羽田新ルートの運用を開始しました。新型コロナウイルスの感染拡大などによる航空便の需要減で、従来の海上ルートで十分対応できる状況にありながら、新ルート運用を続けています。

国は、新ルート運用を続ける合理的な理由を説明していません。唯一あげてきたのが千葉県との「首都圏全体で騒音負担を共有」することで、新ルート運用時間帯に千葉県上空を飛ばさない約束をしていると、事前説明会では一切言わなかったことを出してきました。千葉県の騒音負担軽減はもちろん必要なことですが、江戸川区上空を通る荒川ルートでいえば、元のルートで千葉県が被る騒音は江戸川区よりずっと小さいものです。江戸川区は一方的な負担増となっています。

また、これまでと同じ滑走路を使用しながら、荒川ルートをとる理由は、C、D滑走路からの離陸便が競合しないようにというものです。しかし、実際の航跡図でみると、D滑走路からの離陸便は早くに南に旋回して、C滑走路からの離陸便と接近していません。

この間、国交省のホームページや「羽田空港のこれから」などの文書により、運用実態などについて、住民への広報がなされてきましたが、対面での住民説明会は運用開始以来、一度も開催していません。

以上のことから、下記のことを強く要望いたします。

記

- 1 羽田新ルート（荒川ルート）運用は中止するよう、国に求めてください。
- 2 国に対し、対面での教室型住民説明会を開催するよう求めてください。